

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） (06-6208-9637)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	敷地分割事業における敷地分割組合の設立の認可の取消し
概要	<p>マンションの建替え等の円滑化に関する法律(以下、「マンション建替法」という。)は、複数の区分所有者が存在するマンションにおいて敷地分割を円滑に進めるため、具体的な敷地分割の主体や事業方法等について規定したものです。</p> <p>この法律に基づき、市長は、敷地分割組合がマンション建替法第214条第3項の規定による是正命令に従わないとき、または敷地分割組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して30日を経過してもなお総会を招集しないときは、敷地権利変換期日前に限り、敷地分割組合の設立の認可を取り消すことができます。</p>
根拠法令等 及び条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第214条第4項
処分基準	<p>マンションの建替え等の円滑化に関する法律 (組合に対する監督) 第二百十四条 (第1項～第3項 省略) 4 都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集しないときは、敷地権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。 (第5項～第7項 省略)</p>
ホームページ	
備考	